平成２１年（フ）第７３号
兵庫県加西市北条町横尾349番地の１
債務者　中野精肉店こと　中野　暉司
１　決定年月日時　平成21年７月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２１年（フ）第５１号
香川県観音寺市粟井町525番地　宮下団地12棟65号
債務者　長谷川阿佐子
１　決定年月日時　平成21年７月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２１年（フ）第２０２号
沖縄県那覇市識名３丁目18番９号　サンハイツ２階２－Ｄ号室、住民票上の住所沖縄県島尻郡南風原町字新川177番地の８　森ハイツ203
債務者　佐伯　猛彦
１　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第２０４号
沖縄県島尻郡八重瀬町字長毛287番地１　ガーデンパレス101号室
債務者　本村　英樹
１　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第２０６号
沖縄県糸満市字糸満1330番地の７
債務者　金城美智雄
１　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第３４７７号
大阪市淀川区西三国２丁目12番26号　小林文化202号
債務者　勢羅　秀夫
１　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３８３５号
大阪市福島区海老江１丁目11番１―914号
債務者　國友　将司
１　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３９１８号
大阪府枚方市南中振２丁目10番16―405号
債務者　西野　博文
１　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３９３４号
大阪市城東区諏訪４丁目９番24―401号
債務者　近藤　芳享
１　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４０１５号
大阪府守口市藤田町６丁目19番７号
債務者　宇都宮武綱こと　宇都宮健二
１　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９０２号
仙台市泉区松森字陣ケ原31番地の83
債務者　佐藤　和平
１　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第２１３号
福島市飯坂町湯野字南町２番地
債務者　宍戸　良夫
１　決定年月日時　平成21年７月９日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第２８４号
茨城県東茨城郡茨城町大字宮ケ崎1554番地10
債務者　井野　満之
１　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第３４７号
水戸市元吉田町1840番地の107
債務者　紺野　浩代
１　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第３４９号
水戸市見和１丁目359番地の６　県営桜ヶ丘アパート４棟１Ｆ４号、旧住所水戸市三の丸３丁目６番２号
債務者　亀山　久夫
１　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第３５３号
茨城県ひたちなか市湊中央１丁目10番３号　セントラルコートⅡ―202
債務者　打越　重昭
１　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第３５４号
茨城県ひたちなか市湊中央１丁目10番３号　セントラルコートⅡ―202
債務者　打越　章子
１　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第３６５号
茨城県笠間市平町1774番地５　友部中南コーポ201号、旧住所水戸市東野町170番地の６
債務者　菊地　香織（旧姓稲田）
１　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
水戸地方裁判所